

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年10月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年11月8日から同月29日まで縦覧に供する。

平成22年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上引湧地区	善通寺市農林水道部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業) 上ミ地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (貯水池改修事業) 長池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 原田宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮ノ前地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 曼荼羅寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業) 東碑殿地区	〃